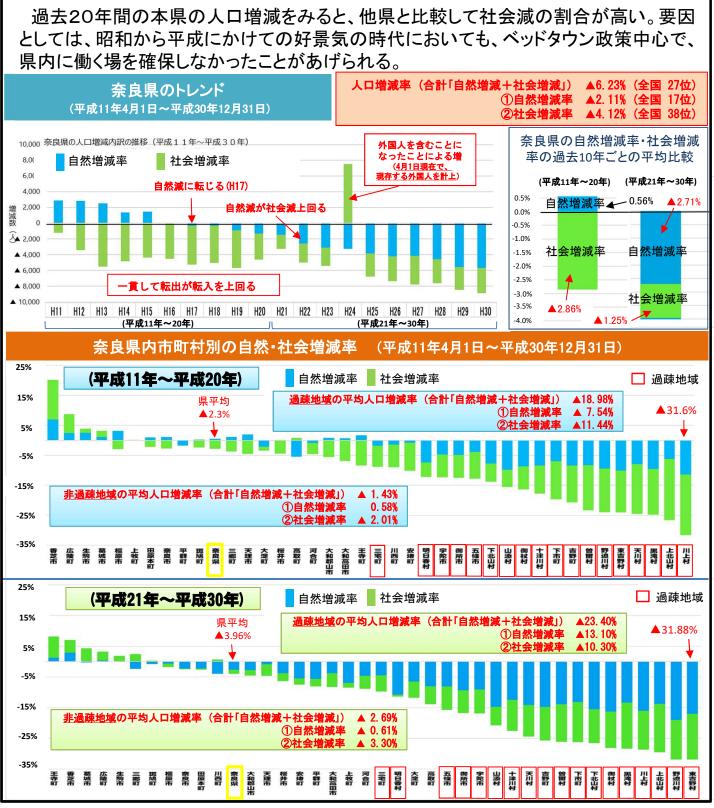
新たな過疎対策法の制定

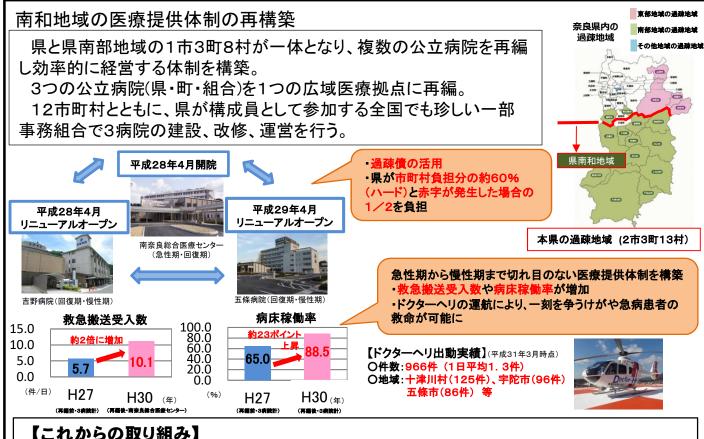
奈良県における取組

【担当省庁】 総務省

<u>1. 本県の課題</u>



奈良県における過疎対策事例



【これからの取り組み】

「南和地域における地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療・介護連携の推進」 南和地域において、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、企業団、 構成団体及び県が連携し、南和地域に相応しい地域包括システムの構築に向けて在宅 医療・介護連携の取り組みを推進

国にお願いすること

令和3年3月末に、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が失 効することから、引き続き法律に基づいた国の総合的な過疎対策を 充実・強化し、過疎地域の振興を図るため、下記の通り新たな過疎 対策法の制定等をお願いしたい。

- 1. 現行過疎法の期限終了後も、引き続き、過疎地域の振興が図ら れるよう新たな過疎対策法を制定する。
- 2. 新たな過疎法においても、過疎市町村が取り組む事業が円滑に 実施できるよう過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を 図る。